## 2014年度個人特別研究費A 研究成果概要

所属・職・氏名:法学部・教授・木村仁

研究課題:受託者の義務違反に関与した当事者の責任に関する研究

研究期間:2014年4月1日~2015年3月31日

## 研究成果概要(2,000字程度)

1. 我が国の信託法においては、受託者が信託財産を権限外で処分等の行為をした場合において、当該行為の相手方が、当該行為が受託者の権限に属しないことにつき、悪意または重過失であるとき、受益者は受託者の当該行為を取消すことができる(信託法 27 条 1 項、2 項参照)。しかしながら、第三者が信託財産の代位物を取得した場合、受益者は第三者に対し物権的な請求権を有するのか、認められるとすればどの範囲まで信託財産に含まれるのか、債権的な不当利得返還請求権を有するにとどまるのか、あるいは処分された信託財産の価額賠償しか認められないのか、これまで我が国においては十分な議論がされておらず、これらの点につき英米法で発展している追求権(tracing)をめぐる判例・学説を参考に検討を行った。

追求(tracing)とは、原告が自らの財産に生じたことを主張し、その財産の代位物およびその財産を受領した者を特定し、そして、その代位物が自らの財産を構成することが適切であるとの請求を正当化する手続をいう。我が国における信託財産の物上代位(信託法 16 条)と類似する概念である。イギリスでは、(1)信託財産を処分した相手方が、善意かつ有償の第三者(bona fide purchaser)でなければ、受益者は原則としてトレーシングすることが可能であり、また、(2)信託財産と代位物の間に「取引的関連性」(transactional link)が存在しておれば、トレーシングが及ぶとする学説および判例が多い。イギリスの有名な判決である Foskett v Mckeown 事件は、受託者が自らの保険料支払いのために、信託財産を不正に利用して、受託者死亡後に第三者が多額の保険金を取得していた事例であるが、貴族院は、保険金に対するトレーシングを認めて、受益者に対して物権的保護を認めた。英米法では、処分の相手方の主観的要素、および信託財産との代位性(または関連性)の両者の点につき、できるだけ受益者に有利なうに解釈する姿勢がみてとれる。

これに対して我が国の信託法では、(1)前述したように、受益者が取消権を行使できる場合を、信託財産の処分等の相手方が悪意または重過失であるときに限定している。(2)また、信託法 16条における物上代位については「信託財産に属する財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者が得た財産」に限定されている。他方で、受益者は、「受託者の権限違反行為を追認して、処分行為による代位物が信託財産となることを主張することもできる。」(能見善久『現代信託法』62頁)との主張も展開されているが、このことは、信託財産の代位物を第三者(受託者による処分行為の相手方)が取得している場合にも、信託法 16条にもとづいて物上代位を主張することができるのであろうか。信託法 27条による取消権を行使した場合には、受託者には、不当利得返還請求権と同時に、信託財産またはその代位物の物権的返還請求権が生ずると解される。そして、第三者が返還すべき代位物については、「信託財産との取引的関連性」を基礎にして、信託法 16条の趣旨にもとづいて、その対象を確定することができると解するのが妥当である。受託者による権限違反行為により、受託者が取得した代位物は、受益者の

追認行為により、信託財産の一部を構成すると解されるのであれば、悪意または重過失の第三者が取得した代位物についてこのような物権的保護を認めることが、理論上整合的である。第 三者の主観的態様または、本来的は物上代位により信託財産に帰属すべきであった財産である ことを考慮すれば、第三者の一般債権者の利益を害するともいえないであろう。

2. 次に、受託者が忠実義務に違反して、第三者からわいろまたはリベートを取得した場合における受益者の救済方法につき若干の検討を行った。受託者が忠実義務に違反して利益を取得した場合には、当該利益と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定する規定が置かれているが(信託法 40 条 3 項)、受益者は、損失てん補請求の一環として受託者の利益を返還請求できるのみであって、受託者の一般債権者に先んじて、当該利益を信託財産に帰属させることを意味しない。

2014年にイギリス最高裁で下された FHR European Ventures LLP v Mankarious 事件判決は、受認者(代理人)が信託事務を処理する際に第三者から得たわいろにつき、これを受益者(本人)の財産として物権的な保護を与えることを認めた。最高裁は、「物権的帰属の法理の適用範囲を制限することを肯定する者は、本人に物権的帰属を認めると、代理人の一般債権者の利益を害するとの主張を展開する。この点は、一定のコンテクストでは重要視されるが、賄賂や認められない手数料に関する事件では、制約を受ける。第一に、賄賂や認められない手数料のプロシーズは、そもそも代理人の破産財産を構成すべきではない。破産した代理人が義務を果たしておれば、その利益は生じなかったからである。第二に、賄賂や認められない手数料は、本人が得たであろう取引から利益を減少させるものであり、したがって、本人の財産であるといえるからである。」と判示した。信託財産との物的関連性を緩やかに捉えて、受益者の物権的保護を強化する考え方である。

我が国では、受託者が信託事務を処理する際に得たわいろやリベートについては、信託法 16 条が規定する「信託財産に属する財産の管理…その他の事由により受託者が得た財産」である といえるか、あるいは、受託者の競合行為における介入権的処理(信託法 32 条 4 項)にもとづ いて、受託者が破産した場合において受益者に物権的な保護を認める可能性が考えられる。し かしながら、この点については、民法または商法上の議論との整合性をさらに深めて考える必 要があり、今後の課題としたい。

研究成果概要は、データで gakunai@kwansei. ac. jp まで提出してください。